

ID: 116

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	村田町ふれあいセンター条例 第7条		
例規番号	平成13年条例第11号		
【基準】			
<p>第7条及び村田町ふれあいセンター管理規則第6条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第7条 町長は、特に必要と認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第7条の規定により使用料を減免できる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域の福祉増進に寄与することを目的とした事業に使用する場合 全額免除 (2) その他町長が特に必要と認める場合 5割減額</p> <p>2 前項の規定により減免を受けようとするものは、村田ふれあいセンター使用料減免申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日